

鳥取県告示第 312 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 82 条の規定に基づき、指定居宅介護支援事業者から当該指定に係る事業所の名称を変更した旨の届出があったので、同法第 85 条の規定により、次のとおり告示する。

平成 20 年 4 月 22 日

鳥取県中部総合事務所長 岡 崎 功

氏名（名称及び代表者の氏名）	住所（主たる事務所 の所在地）	居宅介護支援事業を 行う事業所の名称	居宅介護支援事業を 行う事業所の所在地	変更年月日
社会福祉法人 倉吉 市社会福祉協議会 会長 野島 完	倉吉市葵町717－ 3	社会福祉法人倉吉市 社会福祉協議会居宅 介護支援事業所	倉吉市関金町関金宿 1115－ 2	平成20年 4 月 1 日